

東日本大震災による管内金融機関及び企業への影響について

- I. 震災による管内金融機関の被害状況及びその回復状況
- II. 東北財務局の対応
- III. 震災による管内企業への影響と管内金融機関の対応

平成23年6月
東北財務局

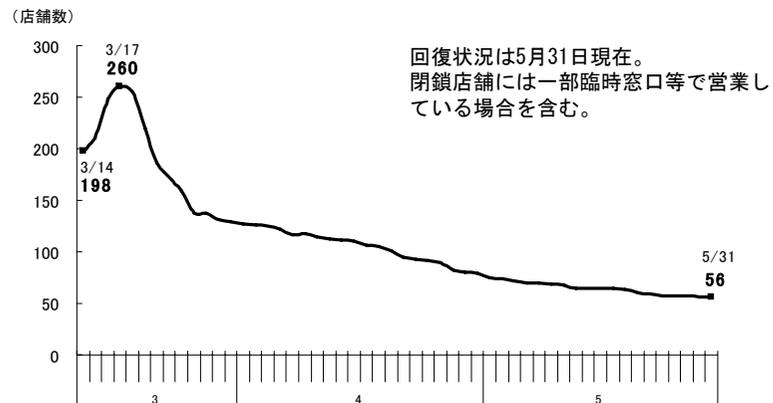
I. 震災による管内金融機関の被害状況及びその回復状況

1. 金融機関の店舗閉鎖状況

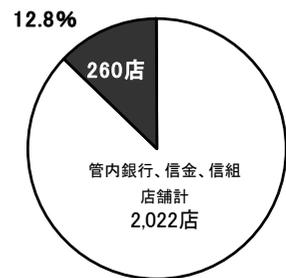
2. 「店舗空白地域」への対応状況

◎管内金融機関（銀行・信金・信組）の閉鎖店舗の推移等

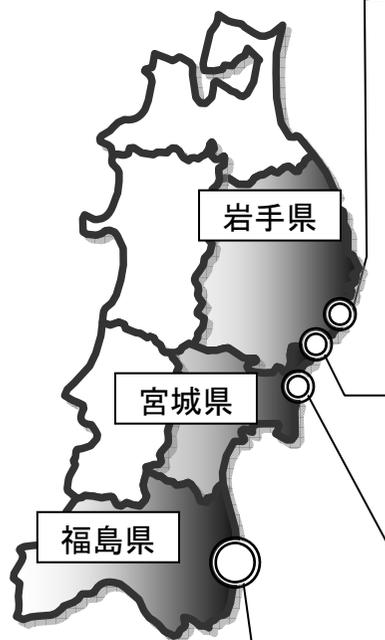
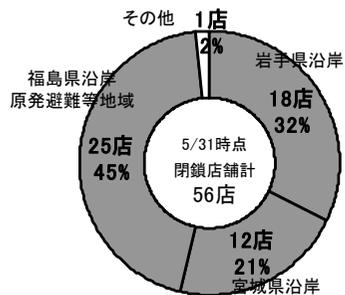
津波等により大きな被害を被った三陸沿岸部では、金融サービスを受けることが一時期全く出来なくなった地域も発生。



3/17(木)(※ピーク時)閉鎖店舗割合



5/31(火)閉鎖店舗の地域別割合



津波による建物損壊等から2店舗中2店舗が閉鎖

現状全店舗が臨時窓口を開設し対応

津波による建物損壊等から4店舗中4店舗が閉鎖

現状全店舗が仮設店舗を開設し対応

津波による建物損壊等から4店舗中4店舗が閉鎖

現状全店舗が仮設店舗等を開設し対応

福島第1原発20km～30km圏内（旧屋内退避地域）
事故発生直後は自主避難により多数の店舗が閉鎖となっていたものの、地域への円滑な金融サービス提供を要望する声に応じて、再度店舗を開店させている。

○震災発生直後260店に上った閉鎖店舗数は、現時点では56店舗まで減少。
○しかしながら、岩手、宮城、福島県の海岸地区では、津波による建物損壊や消失、原発事故等により依然として閉鎖店舗が多数に上り、仮設店舗等での営業を余儀なくされている地区もある。

Ⅱ. 東北財務局の対応

◎金融上の措置要請

震災発生直後、庁舎機能が一時麻痺し、通信インフラ等も寸断された中で、直ちに金融上の措置要請作業を開始

- ・震災直後、財務局庁舎機能が麻痺（庁舎内一時立入不可）したことから、日本銀行仙台支店内に間借り。また、盛岡財務事務所も岩手県庁内に間借り。
- ・通信インフラが停止したことから、金融庁、財務事務所、日銀各支店、関係機関等との連絡・調整が難航。
- ・当該要請が金融担当大臣、日銀総裁の連名により発出することとなり、マスコミ、関係機関への連絡・周知を直ちに実施。



地震発生直後の庁舎内



地震発生直後屋外に避難した職員

課題

被災地域が広域であったことから、これまでのノウハウが生かせず、要請者や要請先をどのようにするか等、実務面においても時間を要した。

◎被災地域での金融システム維持等のための対応

金融システム維持のため被災地域で生じる様々な問題に対応

- ・震災後、被災地域での流動性確保、手形決済機能の復旧など、金融システム維持等に関する必要な措置について、関係官署等に働きかけを行い状況の改善を図った。

【具体例】

- ◎燃料不足に伴い現金輸送車のガソリン確保が困難となり、各営業店での流動性確保に懸念が生じたことから、燃料確保に向け関係官署に働きかけ。
- ◎被災店舗における盗難防止のための警備強化を警察に働きかけ。
- ◎手形交換所が閉鎖した地域において、手形の決済を可能とするため個別取立ての方法等について関係金融機関等との調整を実施。
- ◎閉鎖手形交換所の再開のため、幹事銀行と各金融機関との調整を実施。

など



◎金融機関の営業状況確認

管内の通信インフラが混乱している中、各種手段を講じて情報を入手

- ・固定、携帯電話とも、震災直後は不通の状態であり、金融機関等との連絡には困難を極めた。
 - ・被害の大きかった一部の金融機関とは、全く連絡がとれない時期も発生。
 - ・災害用掲示板、インターネットのブログ、ツイッターなど様々な情報を確認するほか、警察への協力要請などの手段を講じて情報入手に努めた。
- ※ 3/11時点・・・8信金、10信組確認できず
3/13時点・・・3信金、8信組確認できず
3/14時点・・・1信組確認できず
3/15時点・・・管内全金融機関の状況を確認

課題

衛星携帯電話など、他の通信手段の確保・拡充が必要。なお、通信インフラが混乱している状況下では、携帯電話のメールは有効な手段。

II. 東北財務局の対応

◎金融相談窓口の設置

被災者等からの金融相談ニーズにきめ細やかに対応するため、休日、臨時も対応する金融相談窓口を設置

- ・金融相談窓口を本局及び管内全財務事務所に開設し、土・日、休日も対応（3月19日～）。
- ・地元老舗デパート内に外部相談窓口を設置（4月1日～）。
- ・避難所等での出張相談
※宮城県多賀城市、七ヶ浜町
岩手県大槌町、陸前高田市、野田村 など
- ・金融機関等と合同で出張相談
※宮城県名取市（予定）
福島県会津美里町、郡山市、いわき市
- ・行政評価局と合同で出張相談
※宮城県気仙沼市、南三陸町、石巻市 など
岩手県宮古市
福島県相馬市、南相馬市、会津若松市 など



外部相談窓口（藤崎デパート）



出張相談窓口（陸前高田市）

※5/31現在総受付件数（累計） 1, 2 4 4 件

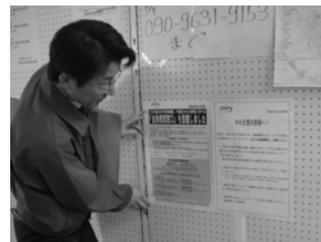
◎金融上の措置・金融相談窓口の周知

各種インフラが寸断し通常の情報入手が困難な状況となっている被災地域に対し、周知・情報提供を行うため、様々な方策を実施

- ・中小企業団体に対し、傘下被災企業への措置内容の周知を要請。
- ・3月下旬「被災企業金融支援緊急対策会議」を開催し、改めて中小企業団体等関係団体に対し措置内容を周知。
- ・TVテロップ、新聞の生活関連情報欄への掲載を依頼。
- ・措置内容をQ&A形式にして地元紙に掲載依頼。
- ・災害コミュニティFM放送局(21局)に放送依頼。
- ・当局職員が直接各避難所等に出向き、ポスターを掲示するほか、配布を依頼(95先、1040枚)。



TVテロップ



避難所でのポスター掲示

被災地域復興に向けた財務局の対応

被災企業金融支援緊急対策会議

金融上の措置を周知するとともに、金融機関等からの要望をくみ上げ、関係機関に対応を要請。

開催日：3月29日（宮城県）、3月30日（福島県）、
3月31日（岩手、青森県合同）

参加機関：商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会、
商店街振興組合連合会、管内銀行・信金・信組、
政府系金融機関、日本銀行 等

震災復興金融協議会

県の復興ビジョン及び復興計画を推進していくための金融面における具体的な取組みを協議・検討するため、宮城県、岩手県及び福島県に設置。

設置日：4月21日（岩手県）、5月10日（宮城県）、5月30日（福島県）

参加機関：県、管内銀行・信金・信組、政府系金融機関、
住宅金融支援機構、日本銀行 等

Ⅲ. 震災による管内企業への影響と管内金融機関の対応

震災直後における金融機関の対応

◎震災直後の金融機能の維持

被災直後の対応

- 本店が津波で破壊され、停電、オンライン断絶、通信不能の中で、手払いによる預金払出などを実施。
- 家族の安否が不明、あるいは家を流された役職員も、休日返上で顧客対応に従事。
- 家を流された職員は、店舗に泊り込んだり、避難所から通勤。
- 原発20kmから30km圏内の屋内退避地域に所在する本店では、役職員が泊まり込み、店舗内で炊き出しをしながら、営業を継続。
- 交通手段が途絶した店舗では、徒歩での通勤が可能なように職員を配置換。
- 店舗の開店状況を顧客に知らせるために、毎日、新聞・テレビに情報提供。



業態内での支援

- 避難所の巡回営業のため、保有する移動店舗車を提供。
- 営業区域外に避難した顧客に対する窓口を開設するため、当該地域の信組が空き店舗を提供。
- 県外に避難している顧客のために、当該地域に所在する銀行が、預金の代行払いを実施。
- 津波により業務用車両が流失した信組に対し、保有するバイクを寄贈。



◎震災後におけるコンサルティング機能の発揮に向けた取組み

○避難先等を訪問し、連絡がとれない顧客企業の安否確認を実施。また、復旧の進捗状況を確認するため、継続的な訪問を実施。

○銀行内にプロジェクトチームを立ち上げ、顧客企業からの相談受付体制を強化。

○顧客企業の復興支援のためのチェックシートを導入し、被害状況の把握から必要な支援策までを把握できるシステムを構築。

○食品関連事業者の風評被害支援のため通信販売を企画。商品発送等費用を銀行が負担するほか、売上の一部を義援金として寄付。